

八幡浜市高齢者施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業実施要綱

〔令和3年4月1日〕
要綱第31号

（目的）

第1条 この要綱は、令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業（令和2年度予備費分）実施要綱（令和2年9月15日老発0915第1号）及び令和2年度疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業）（令和2年度予備費分）交付要綱（令和2年12月28日厚生労働省発老第1228第1号）に基づき、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大や重症化を防止する観点から、高齢者施設等に新たに入所する65歳以上の者等のうち、PCR検査及び抗原定量検査（以下「検査」という。）を希望する者に対し、予算の範囲内で、その検査に係る費用を助成する事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、高齢者施設等とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院
- (2) 次に掲げる介護サービス（介護予防サービスを含む。）を提供する事業所
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- (3) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウス

（対象者）

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、検査を希望する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 検査を希望する者
- (3) 高齢者施設等に入所し、又は新たに入所しようとする者
- (4) 市内に住所を有し、又は現に居住する者

2 前項の規定にかかわらず、市長が検査を受ける必要があると認める者を対象者とすることができる。

(事業の申込み)

第4条 対象者は、入所を予定している高齢者施設等を通じて、八幡浜市高齢者施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(検査の実施条件)

第5条 事業の検査を実施する条件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 検査時に感染症の症状がないこと。
- (2) 保健所その他関係機関から、感染症の感染者又は濃厚接触者として認定されていないこと。
- (3) 検査に健康保険の適用がないこと。
- (4) 助成対象となった検査から1か月以内に再度検査を受けるものでないこと。
- (5) 検査に関し必要な同意事項に同意すること。

(検査実施機関)

第6条 対象者は、市が別途指定する検査実施機関へ直接申し込み、検査を受けるものとする。

(検査結果の報告等)

第7条 対象者は、検査結果が判明したときは、速やかに市及び入所予定の高齢者施設等に連絡しなければならない。

2 市長は、前項の規定による連絡により、当該対象者の検査結果が陽性であることを知ったときは、速やかに管内保健所に報告するものとする。

(助成金の額)

第8条 事業による助成の対象となる経費は、対象者が受ける検査に要する費用とし、証明料その他の経費を含まない。

2 事業による助成金の額は、対象者が受けた検査に要した費用とする。ただし、次の各号に掲げる検査の区分に従い、当該各号に定める額を上限とする。

(1) PCR検査 20,000円

(2) 抗原定量検査 7,500円

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、八幡浜市高齢者施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）に検査の種類、検査を受けた日及び検査を受けた者の氏名を記載した領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、八幡浜市高齢者施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合は、速やかに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の助成金の交付を受けた者が虚偽の申請その他の不正な手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該交付を受けた者に係る助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(裏面)

【検査要件】

- ①申込者本人が検査を希望していること。
- ②検査時に感染症の症状がないこと。
- ③保健所その他関係機関から、感染症の感染者又は濃厚接触者として認定されていないこと。
- ④検査に健康保険の適用がないこと。
- ⑤助成対象となった検査から1か月以内に再度検査を受けるものでないこと。
- ⑥検査結果が陽性であった場合、市及び入所予定の施設へ速やかに連絡し、保健所からの指示に従うこと。

八幡浜市長 様

住所
氏名
電話八幡浜市高齢者施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用
助成金交付申請書兼請求書

八幡浜市高齢者施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請及び請求をします。

記

■検査を受けた方

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	

■助成金交付申請額

①検査に要した費用	R C R 検査	円	抗原定量検査	円
②限度額	P C R 検査	20,000 円	抗原定量検査	7,500 円
交付申請額 (①②のうち低い方の額)				円

■助成金の振込先

金融機関名	銀行・農協 組合・信組 ()	本店・支店 本所・支所 ()
預金種別	普通（総合） ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	(フリガナ)	

■添付書類

- ・領収書（検査の種類、検査を受けた日、検査を受けた者の氏名を記載したもの）
- ・検査結果がわかるもの

年 月 日

様

八幡浜市長

八幡浜市高齢者施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用
助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市高齢者施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定

(1) 交付決定額 円

(2) 交付方法

申請書記載の金融機関口座への振込み

振込予定日 年 月 日

2 不交付決定

交付しない理由